

令和7年かすみがうら市議会第1回臨時会
市長提出議案概要書

令和7年1月31日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 6 件 〕

報告第 1 号	専決処分事項の報告について 〈中央庁舎整備工事請負契約の変更〉	1
報告第 2 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	2
報告第 3 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	3
報告第 4 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	4
報告第 5 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	5
報告第 6 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	6

○ 条例に関する議案〔 5 件 〕

議案第 1 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	7～8
議案第 2 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	9～10
議案第 3 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について【一部改正】	11～13

議案第 4 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	14
議案第 5 号	かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	15

○ 予算に関する議案〔 5 件 〕

議案第 6 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 9 号）	16～20
議案第 7 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	21
議案第 8 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	22～23
議案第 9 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）	24
議案第 10 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	25

報告第 1 号	専決処分事項の報告について 〈中央庁舎整備工事請負契約の変更〉
1 要 旨 中央庁舎整備工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 （1） 工事名 中央庁舎整備工事 （2） 主な変更内容（第 1 回変更） ・キュービクル改修工事の追加による増 ・情報関連機器用の配線工事の追加変更による増 ・屋外機械設備用フェンス設置工事の追加による増 ・来庁者用駐車場等の区画線工等の追加による増 等 （3） 変更前の契約金額 2 9 8 , 7 6 0 , 0 0 0 円 今回変更契約額 4 , 5 6 5 , 0 0 0 円 増額 変更後の契約金額 3 0 3 , 3 2 5 , 0 0 0 円 （4） 相 手 方 茨城県筑西市藤ヶ谷 2 0 7 5 番地 株式会社 田中工務店 代表取締役 田中 邦明 3 専決処分日 令和 7 年 1 月 1 5 日 (参考) 工期 令和 6 年 7 月 3 0 日から令和 7 年 1 月 2 7 日まで 〔 総務部：検査管財課 〕	

報告第2号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 除草作業中の事故による損害賠償の額及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの 2 内 容 （1） 相手方 かすみがうら市在住の個人 （2） 示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 100% : 相手方 0% ・損害賠償額 かすみがうら市 22,000円 （内訳） 窓ガラス修理に係る費用 22,000円 （3） 事故の内容 令和6年11月12日午前10時20分頃、旧宍倉農村公園敷地内において、本市職員が除草作業を行っていた際、自走式草刈機の刃によって跳ねた石が、敷地向かい側にある相手方の自宅窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損した。 （4） 事故発生場所（かすみがうら市宍倉1664番10）  3 専決処分日 令和7年1月6日 〔 総務部：検査管財課 〕	

報告第 6 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの 2 内 容 （1）相 手 方 かすみがうら市在住の個人 （2）示談内容 ・過失割合 かすみがうら市 50%：相手方 50% ・損害賠償額 かすみがうら市 31,193 円 相手方 31,192 円 （3）事故の内容 市が管理する市道 6－0010 号線、横堀 347 番 1 地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。 3 専決処分日 令和 7 年 1 月 16 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

議案第 1 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
---------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和 6 年 8 月 8 日にあった人事院勧告に伴い、令和 6 年度及び令和 7 年度以降の給料、期末手当及び勤勉手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの

2 内 容

(1) 特定任期付職員の給料

	改正前	改正後
1 号給	3 8 0, 0 0 0 円	3 9 2, 0 0 0 円
2 号給	4 2 7, 0 0 0 円	4 4 0, 0 0 0 円
3 号給	4 7 7, 0 0 0 円	4 9 2, 0 0 0 円
4 号給	5 3 9, 0 0 0 円	5 5 5, 0 0 0 円
5 号給	6 1 5, 0 0 0 円	6 3 4, 0 0 0 円
6 号給	7 1 8, 0 0 0 円	7 4 0, 0 0 0 円
7 号給	8 3 9, 0 0 0 円	8 6 4, 0 0 0 円

(2) 特定任期付職員の期末手当の支給月数等

	改正前	改正後
令和 6 年度	期末手当 1. 7 0 月	期末手当 1. 7 5 月
令和 7 年度以降		期末手当 0. 9 5 月 勤勉手当 0. 8 7 5 月

※令和 7 年度以降は、期末手当・勤勉手当として支給

3 施行年月日

- (1) 公布の日から施行。ただし、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改定については、令和7年4月1日から施行する。
- (2) 令和6年度の給料及び期末手当支給月数の改定については、令和6年4月1日から適用する。

〔 総務部：総務課 〕

議案第 2 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】	
1 要 旨		
国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和 6 年 8 月 8 日にあった人事院勧告に伴い、令和 6 年度及び令和 7 年度以降の期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの		
2 内 容		
(1) 期末手当の支給月数		
	6 月期	1 2 月期
令和 6 年度	<u>1. 7 0 月</u>	<u>1. 7 5 月</u>
令和 7 年度以降	<u>1. 7 2 5 月</u>	<u>1. 7 2 5 月</u>
※前年度比 0. 0 5 月分の引上げ（令和 7 年度以降は、引上げ分を 6 月期及び 1 2 月期で平準化して支給）		
(2) 対象職員		
市長、副市長、教育委員会教育長		
※市議会議員についても、本条例の例により引上げとなる。		
3 施行年月日		
(1) 公布の日から施行。ただし、令和 7 年度以降の期末手当支給月数の改定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。		
(2) 令和 6 年度の期末手当支給月数の改定については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。		

4 その他

(1) 特別職の期末手当差額の概算（1年度当たり）

	給料月額		月数差		加算割合		期間率		差額
市 長	779,000 円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	44,792 円
副市長	592,000 円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	34,040 円
教育長	546,000 円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	31,395 円
(合計)									110,227 円

(2) 市議会議員の期末手当差額の概算（1年度当たり）【参考】

	給料月額		月数差		加算割合		期間率		差額
議 長	334,000 円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	19,205 円
副議長	285,000 円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	16,387 円
議 員	269,000 円	×	0.05	×	1.15	×	1.0	=	15,467 円
議員 16 人分 合計									252,130 円

〔 総務部：総務課 〕

議案第 3 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	
1 要 旨		
国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和 6 年 8 月 8 日にあった人事院勧告に伴い、令和 6 年度及び令和 7 年度以降の給料、期末手当、勤勉手当及び地域手当ほか各種手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの		
2 内 容		
給与勧告の骨子（一部抜粋）		
○本年の給与勧告のポイント		
月例給、ボーナスともに引上げ（ボーナス 0. 1 月分）		
① 民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引上げ（平均改定率 3. 0 %）		
② 〈ボーナス〉民間の支給割合との均衡を図るため引上げ		
4. 5 0 月分→4. 6 0 月分		
民間の支給状況等を踏まえ期末手当及び勤勉手当の支給月数に反映		
(1) 給料表の改定		
初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ（1 級 1 1. 1 %、2 級 7. 6 %、3 級 3. 1 %、4 級 1. 3 %、5 級以上 1. 2 %）		
(2) 期末手当の支給月数		
	6 月期	1 2 月期
令和 6 年度	1. 2 2 5 月	1. 2 7 5 月
令和 7 年度以降	1. 2 5 月	1. 2 5 月
※前年度比 0. 0 5 月分の引上げ（令和 7 年度以降は、引上げ分を 6 月期及び 1 2 月期で平準化して支給）		
※再任用職員にあつては、上表中「1. 2 2 5 月」は「0. 6 8 7 5 月」と、「1. 2 7 5 月」は「0. 7 1 2 5 月」と、「1. 2 5 月」は「0. 7 月」と読み替えた適用となる。		

(3) 勤勉手当の支給月数

	6 月期	1 2 月期
令和 6 年度	<u>1. 0 2 5 月</u>	<u>1. 0 7 5 月</u>
令和 7 年度以降	<u>1. 0 5 月</u>	<u>1. 0 5 月</u>

※前年度比 0. 0 5 月分の引上げ（令和 7 年度以降は、引上げ分を 6 月期及び 1 2 月期で平準化して支給）

※再任用職員にあつては、上表中「1. 0 2 5 月」は「0. 4 8 7 5 月」と、「1. 0 7 5 月」は「0. 5 1 2 5 月」と、「1. 0 5 月」は「0. 5 月」と読み替えた適用となる。

3 その他手当の改正

- ・通勤手当の支給限度額を 1 か月当たり 1 5 万円に引き上げ
- ・管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大

変更前	変更後
午前 0 時～午前 5 時	午後 1 0 時～午前 5 時

- ・扶養手当において「配偶者に係る手当の廃止」及び「子に係る手当の引き上げ」を段階的に実施

4 施行年月日

- (1) 公布の日から施行。ただし、令和 7 年度以降の改定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 令和 6 年度の給料、期末手当及び勤勉手当支給月数の改定については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

5 その他

(1) 一般職の給料差額（１年度当たり）

- ・総額 ５１，３７８千円／年
- ・職員一人当たりの平均 １３２千円

(2) 一般職の期末手当差額（１年度当たり）

- ・総額 １６，０１５千円／年
- ・職員一人当たりの平均 ４１千円

(3) 一般職の勤勉手当差額（１年度当たり）

- ・総額 １４，１４６千円／年
- ・職員一人当たりの平均 ３７千円

〔総務部：総務課〕

議案第 4 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	
1 要 旨		
市職員の給与に関する条例の改正に準じて給料月額及び期末手当を引上げるため本条例を制定するもの		
2 内 容		
(1) 市職員の給与に関する条例の行政職給料表の改正に準じて 1 級及び 2 級の号給を引上げる。		
(2) 期末手当の支給月数		
	6 月期	1 2 月期
令和 6 年度	<u>1. 2 2 5 月</u>	<u>1. 2 7 5 月</u>
令和 7 年度以降	<u>1. 2 5 月</u>	<u>1. 2 5 月</u>
※前年度比 0. 0 5 月分の引上げ（令和 7 年度以降は、引上げ分を 6 月期及び 1 2 月期で平準化して支給）		
3 施行年月日		
(1) 公布の日から施行。ただし、令和 7 年度以降の期末手当支給月数の改定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。		
(2) 令和 6 年度の期末手当支給月数の改定については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。		
〔 総務部：総務課 〕		

議案第 5 号	かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 かすみがうらウエルネスプラザの指定管理制度終了に伴い、休館日及び運営時間の一部を変更するためこの条例を制定するもの 2 内 容 (1) 休館日の改正（別表第 1（第 6 条関係）） ア 毎月第 2 火曜日を毎週火曜日に改正（全館） イ 12 月 31 日及び 1 月 1 日を 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までに改正（トレーニングルーム・シャワールーム及びロッカールーム部分） (2) 開館時間の改正（別表第 1（第 6 条関係）） ア 平日 午前 9 時から午後 10 時までを午前 9 時から午後 9 時までに改正（トレーニングルーム・シャワールーム及びロッカールーム部分） 3 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 〔 保健福祉部：健康増進課 〕	

議案第 6 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 9 号）
---------	-------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 9 千 5 7 2 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 9 3 億 4 千 4 9 8 万 2 千円とするもの

2 内 容

（１） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2, 988, 456	131, 997	3, 120, 453
寄附金	155, 001	70, 000	225, 001
繰越金	324, 361	△6, 395	317, 966
諸収入	294, 374	127	294, 501
歳入合計	19, 149, 253	195, 729	19, 344, 982

（２） 歳出の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
議会費	145, 082	1, 375	146, 457
総務費	3, 014, 303	59, 058	3, 073, 361
民生費	6, 945, 699	116, 778	7, 062, 477
衛生費	1, 288, 427	△1, 199	1, 287, 228
労働費	122, 130	△6, 864	115, 266
農林水産業費	729, 160	4, 056	733, 216
商工費	496, 987	45, 519	542, 506
土木費	1, 585, 003	△30, 183	1, 554, 820
消防費	1, 076, 139	17, 339	1, 093, 478
教育費	1, 801, 489	△10, 150	1, 791, 339
歳出合計	19, 149, 253	195, 729	19, 344, 982

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	1,123	総務課
市議会運営に要する経費	252	議会総務課
イ 総務費の事業費		
職員等人件費	△7,802	総務課
基金運用益等の積立に要する経費	70,000	政策経営課
職員等人件費	△4,561	総務課
収入未済額縮減対策に要する経費	213	納税課
職員等人件費	1,208	総務課
ウ 民生費の事業費		
職員等人件費	6,978	総務課
物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援（新たな非課税等）に要する経費	131,916	社会福祉課
長寿社会づくりに要する経費	213	介護長寿課
介護保険特別会計繰出に要する経費	△12,722	介護長寿課
職員等人件費	619	総務課
医療福祉に要する経費（市単独）	425	国保年金課
国民健康保険特別会計繰出に要する経費	1,175	国保年金課
職員等人件費	1,096	総務課
職員等人件費	△10,287	総務課
職員等人件費	△2,744	総務課
生活保護適正化推進に要する経費	109	社会福祉課

エ 衛生費の事業費			
	職員等人件費	△1,199	総務課
オ 労働費の事業費			
	職員等人件費	△6,864	総務課
カ 農林水産業費の事業費			
	職員等人件費	526	総務課
	農用地利用集積特別対策に要する経費	249	農業委員会事務局
	職員等人件費	3,153	総務課
	農地中間管理に要する経費	128	農林水産課
キ 商工費の事業費			
	職員等人件費	1,719	総務課
	ふるさと応援に要する経費	43,800	地域未来投資推進課
ク 土木費の事業費			
	職員等人件費	△17,312	総務課
	市道整備に要する経費	200	道路課
	職員等人件費	△13,071	総務課
ケ 消防費の事業費			
	職員等人件費	17,339	総務課
コ 教育費の事業費			
	職員等人件費	△8,062	総務課
	職員等人件費	△1,581	総務課
	霞ヶ浦公民館講座に要する経費	152	霞ヶ浦コミュニティセンター
	職員等人件費	739	総務課

コ 教育費の事業費

職員等人件費	278	総務課
歴史博物館管理運営に要する経費	233	歴史博物館
埋蔵文化財に要する経費	228	歴史博物館
帆引き船保存活用対策に要する経費	156	歴史博物館
職員等人件費	△2, 293	総務課

〔 市長公室：政策経営課 〕

令和6年度 一般会計補正予算第9号 R070207第1回臨時会

No	事業	内 容	単位：千円
1	市議会運営に要する経費		252
		議員期末手当	252
2	基金運用益等の積立に要する経費		70,000
		地域づくり基金積立金	70,000
3	物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援（新たな非課税等）に要する経費		131,916
		通信運搬費	625
		電算システム改修委託	440
		エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（子ども加算）	10,000
		エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（非課税世帯）	120,000
4	介護保険特別会計繰出に要する経費		△12,722
		介護保険特別会計繰出金	△12,722
5	国民健康保険特別会計繰出に要する経費		1,175
		国民健康保険特別会計繰出金	1,175
6	ふるさと応援に要する経費		43,800
		ふるさと応援寄附金謝礼品	35,000
		ふるさと納税一括業務委託	8,000
合 計			195,729

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある

※2 人事院勧告に伴う人件費の増額及び人事異動等による人件費の減額については記載を省力している。

議案第 7 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 1 7 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 1 億 1 千 3 5 万 2 千円とするもの			
2 内 容			
(1) 歳入の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
繰入金	385, 247	1, 175	386, 422
歳入合計	4, 109, 177	1, 175	4, 110, 352
(2) 歳出の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
総務費	56, 562	1, 175	57, 737
歳出合計	4, 109, 177	1, 175	4, 110, 352
(3) 事業別補正予算の説明		(単位：千円)	
歳出（事業）	補正額	事業担当課	
ア 総務費の事業費			
職員等人件費	802	総務課	
一般管理に要する経費	373	国保年金課	
〔 市民部：国保年金課 〕			

議案第 8 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 千 2 1 2 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 8 億 8 千 2 8 4 万円とするもの			
2 内 容			
(1) 歳入の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	817, 417	284	817, 701
県支出金	552, 776	142	552, 918
繰入金	633, 957	△12, 722	621, 235
繰越金	46, 898	171	47, 069
歳入合計	3, 894, 965	△12, 125	3, 882, 840
(2) 歳出の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
総務費	93, 658	△12, 864	80, 794
地域支援事業費	129, 413	739	130, 152
歳出合計	3, 894, 965	△12, 125	3, 882, 840

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	△12,864	総務課
イ 地域支援事業費の事業費		
職員等人件費	739	総務課

〔 保健福祉部：介護長寿課 〕

議案第 9 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）			
1 要 旨				
今回の補正は、予算書第 3 条に定めた収益的支出の予定額 1 0 億 5 千 6 6 2 万円を 1 9 万 5 千円増額し、収益的支出の予定額を 1 0 億 5 千 6 8 1 万 5 千円とするもの。また予算書第 4 条に定めた資本的支出の予定額 6 億 8 千 3 7 2 万 3 千円を 1 6 万円増額し、資本的支出の予定額を 6 億 8 千 3 8 8 万 3 千円とするもの				
2 内 容				
(1) 収益的支出の補正				(単位：千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
水道事業費		1, 056, 620	195	1, 056, 815
	営業費用	1, 013, 870	195	1, 014, 065
(2) 資本的支出の補正				(単位：千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
資本的支出		683, 723	160	683, 883
	建設改良費	371, 787	160	371, 947
〔 上下水道部：上下水道課 〕				

議案第10号	令和6度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第2号）			
1 要 旨				
今回の補正は、予算書第3条に定めた収益的支出の予定額13億4千685万円を77万5千円増額し、収益的支出の予定額を13億4千762万5千円とするもの。また、予算書第4条に定めた資本的支出の予定額8億7千78万円を4万2千円増額し、資本的支出の予定額を8億7千82万2千円とするもの				
2 内 容				
(1) 収益的支出の補正 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		1,346,850	775	1,347,625
	営業費用	1,230,955	775	1,231,730
(2) 資本的支出の補正 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
資本的支出		870,780	42	870,822
	建設改良費	171,313	42	171,355
〔 上下水道部：上下水道課 〕				